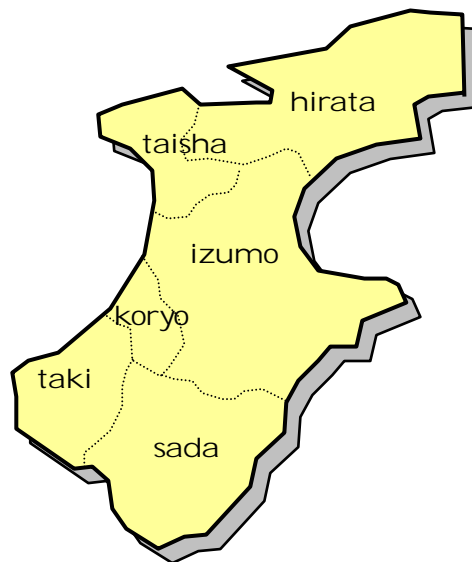


第 6 回 出雲地区合併協議会

会 議 録



日 時：平成 16 年 6 月 10 日（木）17 時 00 分

場 所：ラピタウェディングパレス

1 会議の名称等

会 議 名	第6回出雲地区合併協議会					
開 催 日 時	平成16年6月10日(木) 17時00分~18時41分					
開 催 場 所	ラピタウェディングパレス(出雲市今市町) 天雅の間					
出 席 状 況	委員総数	34名	出席委員数	33名	会議の成否	成
会議録署名委員	佐貫 吉孝委員(大社町)			西田 郁郎委員(出雲市)		

2 会議の出席者

(1) 役員・委員等

役 員	会 長		副 会 長			
	西尾 理弘	長岡 秀人	荒木 孝	桑原 壽之	田中 和彦	(欠席)
所 属	議 長	議 員	学識経験者			
出雲市	三上 辰男	(欠席)	西田 郁郎	福田 康伴	増原 久子	
平田市	常松 吉幸	日野 恵行	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之	
佐田町	深井 徹郎	山本京太郎	飯塚 勉	渡部 良治	三島多喜子	
多伎町	柳樂 和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳	
湖陵町	立花 ・也	小村 宏行	柳樂 和夫	三原 伸治	今岡 純子	
大社町	佐貫 吉孝	古福 康雅	室家 隆一	木村 槇江	岩石 秀一	
共通委員			萬代 宣雄 [いづも農業協同組合代表理事組合長] 江田 小鷹 [出雲商工会議所会頭] 三好 清文 [平田商工会議所会頭] 今岡仁左恵 [佐田町商工会会長]			

欠席：伊藤 裕副会長、寺田昌弘委員(出雲市)

監査委員	勝部 一郎[出雲市監査委員]
------	----------------

(2) 幹事会

所 属	助 役
出雲市	野津 邦男
平田市	加田 幹男
佐田町	田中 雄治
多伎町	石飛 友治
湖陵町	山根 貞守
大社町	藤原 博志

幹事長 副幹事長

(3) 各市町合併担当部課長

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
"	山田俊司	出雲市合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
"	松田隆昭	平田市総務課長
"	川瀬 新	平田市総務課課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
"	佐貫 守	佐田町合併対策室課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事

多伎町	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

(4) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考	
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括	
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整	
事務局次長 (兼計画班長)	坂本純夫	平田市	総務班・計画班(新市建設計画、財政計画関係) 担当	
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当	
総務班	班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
	班員	長廻修一		
計画班	班員	妹尾淳也	大社町	新市建設計画・財政計画関係
	班員	松浦健一郎		
調整1班	班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭		
調整2班	班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正		
調整3班	班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
	班員	金築教治		

3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事

(1) 報告事項

- 報告第18号 総務・企画小委員会報告について
- 報告第19号 福祉・教育小委員会報告について
- 報告第20号 産業・建設小委員会報告について

(2) 議案事項

- 議案第50号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(協議第3号 産業・建設小委員会付託)
- 議案第51号 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて
(協議第11号 福祉・教育小委員会付託)
- 議案第52号 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて
(協議第12号 福祉・教育小委員会付託)

(3) 協議事項

- 協議第18号 一般職の職員の身分の取扱い(その1)について (総務・企画小委員会付託)
- 協議第19号 一部事務組合等の取扱いについて (総務・企画小委員会付託)
- 協議第20号 消防、救急の取扱いについて (総務・企画小委員会付託)
- 協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて (福祉・教育小委員会付託)
- 協議第22号 介護保険事業の取扱いについて (福祉・教育小委員会付託)
- 協議第23号 各種事務事業(病院、診療所関係)の取扱いについて (福祉・教育小委員会付託)
- 協議第24号 各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて (産業・建設小委員会付託)
- 協議第25号 地方税の取扱い(その1)について (総務・企画小委員会付託)

- 5 その他
- 6 閉会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

1 開会

[太田参与](司会・進行)

ただいまから、第6回出雲地区合併協議会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配布しております会議資料により進めさせていただきます。本日の次第でございますが、会議資料の3ページから4ページに掲載しておりますので、こちらをご覧くださいませようお願いいたします。

それでは、ここで西尾会長からあいさつを受けたいと思います。よろしくお願いたします。

2 会長あいさつ

[西尾会長]

先ほどはご苦勞様でございました。国の立場で色々ご意見がございましたが、国の考えは考えで、参考にしながら、我々自らの判断で自らの意思を固めていくということで今後ともよろしくお願申し上げたいと思っております。

それでは議事の進行を司らさせていただきます。

3 会議録署名委員の指名について

[西尾議長]

恒例によりまして、まず冒頭、会議録署名委員につきまして順次私の方で指名させていただいておりますが、会議資料の5ページの表にありますとおりでございます。

本日は、大社町議会議長の佐貫吉孝委員と、出雲市の学識委員の西田郁郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それではただ今から議事に入らせていただきます。

4 議事

(1) 報告事項

報告第18号	総務・企画小委員会報告について
報告第19号	福祉・教育小委員会報告について
報告第20号	産業・建設小委員会報告について

[西尾議長]

まず報告案件に入ります。

報告第18号、総務・企画小委員会の報告についてでございます。柳樂和夫委員長から報告をお願いします。

[柳樂和夫委員長]

～ 報告第 18 号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

この小委員会での議会議員の問題につきましては、もう少し継続協議ということでございます。この内容でよろしゅうございましょうか。

[三原委員]

個人的な意見でございますけれども、ここに書いてありますように、なかなか最後の最後になりまして、選挙区があるのかないのかということではなかなか決着が付かないようでございます。我が湖陵町の場合は「選挙区なし」だということでございますが、少し佐田町と多伎町の援護をしたいと思えます。

と申しますのは、湖陵町の場合につきましては出雲市と接しているわけでございますが、多伎町の場合は出雲市と接しておられませんし、佐田町の場合も立久恵峡という峡谷を抱えておられまして、接していないという感じがするわけでございます。今までの各地の法定協を見ましても、先ほどの大野審議官の話にもございましたが、そういう小さいところの不安、忘れられるのではないかという不安がものすごく強いのではないかと、私は湖陵町におりましても感じるところでございます。そういうところも勘案いただきまして、何とかまい落し所を見つけていただくように、個人的な意見でございますけれども申し入れます。なお、意見は意見として、小委員会の決定には従う考えではおりますが、我々 3 町は、わずか 2、3 百の票で当選する状況のところでございますし、この 4 年間だけでも大きな議会の中で、変な言い方をすればもませていただきまして、次の機に飛躍を遂げるような形を取っていただければと、あくまでも個人的な意見でございますけれどもお願いさせていただきまして意見とします。

～ 佐田町・多伎町の委員から拍手あり～

[西尾議長]

どうもありがとうございました。

それでは他にはよろしゅうございましょうか。

～ 意見なし～

それではこの報告はよろしゅうございますか。

～ 了承～

引き続き小委員会でのご論議をよろしくお願いいたします。

次に、報告第 19 号に移らせていただきます。福祉・教育小委員会の報告でございます。飯塚委員長からまず報告をお願いします。

[飯塚勉委員長]

～ 報告第 19 号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

この報告の中の議題(1)の「窓口業務関係」、議題(2)の「保健事業関係」については、後ほど議案として提案申し上げますので、そこでご質問・ご意見等を伺いたいと思うわけでございます。なお、「保健事業関係」につきましては、先般の全体協議会の中でのご意見も念頭に置かれまして、「可能な限り多くの人が受診できるよう調整する」というように修正されたということでございます。色々のご論議いただきありがとうございます。

3番目の議題となっております「保育関係」の取扱いでございますが、6月初日を基準日にすべきという意見もあったということで、実績を調査の上、次回の小委員会で継続協議ということでございます。これについて、この際追加的にご質問なりご意見がございますでしょうか。

～意見なし～

それでは、次回以降「保育関係」について継続審議をお願いするということによろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

それでは、次に報告第20号に移らせていただきたいと思います。産業・建設小委員会の報告についてでございます。まず柳樂和利委員長から報告をお願いします。

[柳樂和利委員長]

～報告第20号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

この小委員会の議題の(1)「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、後ほど議案として提案申し上げるわけでございますので、その際ご質問・ご意見を伺いたいと思います。ただ、ここで特に何かご意見がございますでしょうか。後ほどよろしゅうございましょうか。

～意見なし～

「上下水道関係」の協議でございますが、時間の制約があって十分審議できなかった、継続して協議を続けたいという委員長の報告でございます。「上下水道関係」の取扱いについては、こういうことによろしゅうございますか。

～意見なし～

それでは全体としてこの小委員会報告はご了承いただけますか。

～了承～

ありがとうございます。

それではこれより議案に移りたいと思います。

(2) 議案事項

- | | | |
|--------|------------------------|----------------------|
| 議案第50号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | (協議第3号 産業・建設小委員会付託) |
| 議案第51号 | 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて | (協議第11号 福祉・教育小委員会付託) |
| 議案第52号 | 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | (協議第12号 福祉・教育小委員会付託) |

[西尾議長]

まず議案第50号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてお諮りするわけでございます。この議案について、柳樂和利委員長から説明をお願いします。

[柳樂和利委員長]

～ 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」 についての審議経過・結果を説明～

[西尾議長]

多岐にわたる観点から、経緯を追って説明をいただきありがとうございました。

この議案につきましては、会議資料の16ページの後段で産業・建設小委員会としての調整案がコンパクトにまとめてありますが、これを見ながら、また経過・考え方をフォローしていただきながら、この際全体会でございますので、改めてご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。

[三上委員]

ただ今上程されました議案第50号についてでございますが、一言意見を申し述べさせていただきたいと思っております。色々和委員長の方からお話がございましたが、私が一言申し上げたいのは、ただ今の説明の中の第3項でございます。在任定数の問題について一言申し上げたいと思っております。

この中で、平成17年の9月21日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員、いわゆる公選による委員の定数につきましては、80人というのはどう考えても納得がいかないと思っております。特に、80人という数につきましては、今日の市民感情として、住民のみなさんの納得を得ることはできないのではないかと考えております。基本的には法定上限数の40人が妥当であろうと考えているところでございますが、5月19日の小委員会の2市4町それぞれの農業委員会の代表者のみなさま方との意見交換の中で色々実態等を伺ったわけございまして、在任特例期間として6ヵ月間はやむを得ないという判断をしたところでございます。しかし、この間の80人という数については、私も小委員会でもかなりしつこく申し上げたところでございますが、2市5町の合併協議時と同じ80人ということでは理屈が通らないのではないかと、百歩譲って、少なくとも当時の斐川町分の15名は減らさないと、市民のみなさんの、町民のみなさんの納得は到底得られないであろうと主張したところでございます。

あまり余分なことは申しませんが、私も実は百姓をやっております、その上に議案の付託を受けました産業・建設小委員会の副委員長も仰せつかっております、こうした立場の中で非常に心苦しく思っておりますけれども、この議案につきましては、再度この場におきまして、みなさん方の十分な審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[西尾議長]

ありがとうございました。

小委員会の副委員長という立場と委員という立場での発言が三上委員からありました。

[柳樂和利委員長]

三上副委員長さんにお答えいたします。

出雲市の農業委員会の代表者のみなさんも80人の定数をやっってくださいとおっしゃっているのです。それを分かっておられれば、なぜ出雲市の農業委員会さんと・・・この小委員会で協議する間に約1ヵ月近くありました。急々に農業委員会の代表者との協議をしたものではありません。そういう期間を考慮しながら、1ヵ月間ぐらいおいてやったわけですので。

他の農業委員会の代表者のみなさんも、全員が80人の在任を望んでおられます。農業委員会の代表の委員さんの意見は最大限尊重すべきでありますし、私は委員長の立場として、「最後に私の個人的な考えですが、農業委員会さんのお考えを最大限産業・建設小委員会で尊重して決定します。」とっております。住民が納得しないとおっしゃいますが、私はそれはないと思っております。農業委員会の中で、代表者の中で、65人にした方がいいという意見等があって、意見が割れておればいいと思っておりますが、農業委員会の代表者の意見もある程度統一されておりますし、産業・建設小委員会の中で反対されたのは三上委員だけです。

[三上委員]

先ほどの委員長の説明の中で、定数についてもわずかな違いがあったということでございます。わずかな違いと言えればわずかな違いかもしれませんが、2市5町の場合と2市4町、しかも、斐川町というどちらかと言

えばかなり大きな町が欠けまして、そこが15名の定数を持っておられたということです。議員定数も、当時41名としていたものが法定数で行こうとなった中で、出雲市の場合、全部を議会の特別委員会や全協に報告して、みなさんの意見も聞きながら対処してきたつもりでございます。ここにも書いてありますように、議会が法定数でやるということになっているのであれば、農業委員会も法定数で行くべきだ、在任もいい、という意見もございまして、私もまとめる立場上、そういう発言も農業委員の代表のみなさんがいらっしゃる中でさせていただいたつもりであります。

もう1つ、激変に対処したいということですが、在任期間は6ヵ月で、現在88人いらっしゃるものを80人にするというので、全く激減ではありません。ところが、6ヵ月後には80人を40人にしなければいけません。これは大きな激減だと思います。今一番大事なことは、農業委員会に空白期間をおいてはならないということであって、定数が激減してはいけないということは、今回の場合には大きな理由にならないだろうと思っております。常識で考えて、斐川町分ぐらいい減らしたところがみなさんに話した時に・・・。

2市4町の議会のみなさんはどういう議論をされているかわかりませんし、どうお考えかわかりませんが、少なくとも、最終的には議会が議決をしないと合併も壊れますよ、という意見も実は出たのです。だから私は、率直に出雲市議会で議論したことを申し上げております。実は、おまとめになった5月31日の小委員会において、本当は議会に一度報告させていただいて、意見を聞く期間をもらいたかったのです。「次回にしてもらえませんか」というお願いをしたのですが、どちらかと言えば強引に押し切られた、採決でもしようということでしたから、多勢に無勢で致し方なく私も引き下がったところでございます。あまり喧嘩したくないものですので、大体会長からは、当初2市5町の法定協立ち上げ前から、とにかく円満にできるだけ採決までせずに合意によってやっていこうというお話があったと思っております。私も極力採決は避けたいと思っております。採決をしますとおっしゃった時に、「手まで挙げなくてもいいのではないですか、状況を見れば分かることですから。」ということ採決までしていません。

余分なことも申し上げましたが、率直に言って、私は一応出雲市議会の代表として出ておりますから、本当は言いたくないのです。私も農家なものですから、非常に苦しい立場なのです。そこら辺りもみなさんにご理解いただいて、率直に議論していただいで決定していただきたいと思っております。

[西尾議長]

ありがとうございます。

それでは、他の委員もいらっしゃいますが、全体会でございますので、その他この機会にございますか。

[萬代委員]

先ほどのお話を聞いておまして、1つには、柳樂委員長さんは、農業委員会の意向を戴して、農業委員会がこう言ったからこうしなければいけないという言い方でしたが、その辺については、ここは合併協議会ですので、意見として伺ったということであつたらうと思っております。私の聞き方が間違いであれば、その辺を整理してもらえればと思います。

それと、この話を聞いた時に疑問に思ったことは、これは会長に伺いたいのですが、例えば、新年度が始まる時に市議会と同じような形で選挙をやった場合には空白ができるという話です。それが半年後であれば空白ができないのかということです。半年延ばした理由は、空白をなくすためということも要素としてあるような話ですから、そこら辺り、合併時に選挙をした場合、事前に準備すれば同じようなことができるのではないかと思います。新しい委員が選出されるまでは前の委員が継続的にやれるのではないかと思いますので、法的な関係を知りたいと思っております。

それと三上委員、要は、元々この合併協議会の小委員会というのは、どこも認めて、議会も承知して委員を出しておまして、ある意味では非常に重いのです。私が委員をしていて「重い」などと言うのは変な話ですが、そういう中で、元々議員の定数についても、2市5町の時は、「議員を外して議論しよう。議員を入れると色々な意見が出る。」そんな議論さえあつての今日であります。しかし、ここで決めたことは持ち帰って、それぞれが責任を果たすということが前提で出ています。例えば、出雲市が反対して、帰れば議会が文句を言って、「議会で議決をしなければいけないのに、どうか」というような話になると、これは基本的に問題なるわけです。やはりお互いに多い中では色々ありますが、いくら出雲市の意向と他のみなさん方の意向が違っていることでも、お持ち帰りいただいてお話しされれば、出雲市議会と言えども理解されることだろうと思っております。良識ある議員さんばかりですので、ご心配されるようなことはないと思っております。ですから、持ち帰

ると「議決事項だよ。」というような話をすると、色々なことに関係しますので、「若干発言を慎んでください」とは議長さんに向かって大それたことは申し上げられませんが、そこら辺りは議員さんを信じて、これからもがんばってもらいたいという感じがいたします。

申し訳ございませんが、法的な空白の問題だけは教えていただけませんか。

[西尾議長]

事務局から説明してください。

[糸賀班長]

今回の出雲地区の場合は、新設合併でございます。この場合、合併の前日をもちまして農業委員会の選挙による委員は全てその身分を失うということになります。従いまして、その場合の合併した段階の農業委員をどのようにするのかということが、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」でございます。在任ということであれば、それまでの委員さん方が80人を限度として在任するというところでございますので、合併の日に新しい新市の農業委員会を立ち上げることができます。その際、事務局につきましては、「会長が任免する」と法律で定められておりますので、即日立ち上げることができますので、事務手続きができるということでございます。

ただ、設置選挙というお話になりますと、新しい農業委員会の委員さん方が選挙で決まらない限りは、その間事務局も立ち上げることができません。これが空白期間というものがございます。これが半年後の選挙の場合どのようになるのかというご質問でございますが、この場合は、任期が切れるまでの段階で新しい農業委員会の委員さん方の選挙を行うことになりますので、空白期間は生まれませんということになります。

[西尾議長]

お分かりいただけましたか。スムーズな移行を行い、そして半年後に選挙をするということで、その時には事前に選挙をして決めておけばスムーズな移行ができるということでございます。

[萬代委員]

議会の議員の場合は空白期間ができるのですか。

[西尾議長]

首長も同じで、合併期日をもって失効するというので、その時の首長、議会議員の任期を暫定的にどう考えるかという問題があります。まとめて教えてください。

[石田次長]

市長、市議会議員ともに、新市になった日から起算しまして50日以内の選挙で決めるということで全く同じでございます。ただし、市長につきましては、代理者、職務執行者という方を1人だけ選任しまして、新市長が選ばれるまでは、職務執行者に暫定予算や必要な条例の専決権が確保されております。議会については空白があるということです。

[西尾議長]

合併期日から50日以内の空白があるということです。
その他ございますでしょうか。

～意見なし～

今日は議案の提案ですので、よろしいでしょうか。大体議は尽くしておられまして、それぞれの立場も明らかになっておりますが、大局としては「委員長報告で」という形ではなかるうかとは思いますが、委員長が代表して説明され、副委員長のコメントもありましたので、他の小委員会のみなさんはよろしゅうございますね。

～意見なし～

それでは、できるだけ円満に、コンセンサスで、と思っております、この産業・建設小委員会に付託しました農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、委員長報告の線でご了承いただける方の挙手をお願いしたいと思います。

～挙手全員～

三上委員にも挙手をいただきました。色々あるところ恐縮でございます。

それではみなさま方、これは了承されたということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございます。

次に議案第5 1号に移らせていただきます。窓口業務関係の取扱いについてでございます。

先ほど報告がありましたように、福祉・教育小委員会では提案のとおりで良いという話でございますが、この中身について、この際ご質問等がございましたらお願いします。

2市5町の時には手数料の問題で色々ございましたが、今回のご裁定では、福祉・教育小委員会に付託しました内容はこれで良いという話でございます。よろしゅうございましょうか。挙手で確認したいと思います。

～挙手全員～

挙手全員でございます。どうもありがとうございます。

それでは議案第5 2号に移らせてもらいたいと思います。保健事業の取扱いについてでございます。

この議案につきましては、先ほど報告がありましたように、「11 .胃がん検診」「17 .人間ドック」「18 .脳ドック」の項目を修正し、他の項目は原案どおりということでございます。

修正と言いますのは、この前の本協議会で付託する時にご論議いただきましたが、受診者を受け入れる医療機関のキャパシティ、能力とか、財政のこともあったでしょうが、人数制限をする、場合によっては抽選も、という意見もございましたが、先ほどの小委員会の報告の中で言われておりますように、できるだけ希望者のご意向を尊重するというのでこの問題についての打開を図っては、ということで修正の報告もいただいているわけでございます。

このことについては、実は首長会でも議論したわけございまして、やはり、際限なく受診者が増えた場合の財政問題はどうかということはあるわけです。他方、これについては、やはり早期発見・早期治療ということで、むしろ医療費負担の軽減にもなるということも考えておかなければいけません。その双方の相殺関係もあるということで理解しておかなければいけない面もあろうかと思っております。

医療機関の受診体制でございますが、この2市4町は、県内でも最大の医療機関群が揃っているところございまして、それぞれ年間を通じての受け入れ態勢の協力をいただいて、できるだけスムーズに行けるようにということで、委員長報告のラインに沿って行政的には医療機関のご協力を得て努力していくべきものと考えているところでございます。

以上私の立場からコメントさせていただいたわけでございますが、この議案について、さらにこの機会にご意見・ご提案等がございましたら、どなたからでもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

～意見なし～

この前色々ご議論いただきまして、それを踏まえた小委員会の結論になっておりますので、ご了解いただいたということでお手も挙がらないのではないかと思います。

それでは、この議案第5 2号、各種事務事業（保健事業関係）については、小委員会報告の線でご了承いただくことでよろしいという方は、挙手をお願いします。

～挙手全員～

ありがとうございました。全員ご賛同いただきました。どうも恐縮でございます。

以上で本日お諮りする議案は審議を終了いたしました。

(3) 協議事項

協議第18号	一般職の職員の身分の取扱い(その1)について	(総務・企画小委員会付託)
協議第19号	一部事務組合等の取扱いについて	(総務・企画小委員会付託)
協議第20号	消防、救急の取扱いについて	(総務・企画小委員会付託)
協議第21号	国民健康保険事業の取扱いについて	(福祉・教育小委員会付託)
協議第22号	介護保険事業の取扱いについて	(福祉・教育小委員会付託)
協議第23号	各種事務事業(病院、診療所関係)の取扱いについて	(福祉・教育小委員会付託)
協議第24号	各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて	(産業・建設小委員会付託)
協議第25号	地方税の取扱い(その1)について	(総務・企画小委員会付託)

[西尾議長]

次に協議事項に移らせていただきたいと思います。これから各小委員会、あるいは事務局の立場で協議を申し出る、あるいはお願いするという案件でございます。

まず協議第18号、一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。冒頭事務局から説明願います。

[今岡班長]

～協議第18号について説明～

[西尾議長]

この職員の身分については、その他にも協議すべきこともあります。首長会においてお互いに調整し、この協議会においてお諮りしようということを出したものが本日の案件でございます。

特に給与制度につきましては、かねてからご懸念・ご提案をいただいておりますが、我々も、やはり国家公務員の水準を睨みながら、いわゆるラスパイレス指数が国家公務員の水準より高い、100以上になっているところについてはすべからず調整しながら、やはり節減すべきは節減する、職員においても、合併に伴う行政改革の大目標に向かって協力し了解していただくという方向で、新市においてがんばるという提案でございます。

私の立場から少しコメントさせていただきましたが、この協議については総務・企画小委員会に付託して審議いただくわけでございます。これは、こういう形で小委員会にお諮りしてよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

それでは協議第19号に移らせていただきたいと思います。一部事務組合等の取扱いについて総務・企画小委員会に付託するものでございます。まず事務局から説明願います。

[今岡班長]

～協議第19号について説明～

[西尾議長]

一部事務組合の取扱いにつきましては、現在斐川町からの累次にわたる申し入れを受けまして、事務的にまず協議を重ねながら、更に大局的な観点から、先方の考え方もあるわけでございますが、我々が主体的に考えるべきことではないかということもございまして、よくよく協議をやっていかなければならない、火急にやっていかなければならない課題ではないかと思っています。現段階では調整過程でありますので、今日、こういう考え方で収斂するということをお諮りできないわけですが、いずれにいたしましても、事務組合方式ではやらないということを明確にしたところでございます。その後をどうするかということでございます。斐川町における行政の選択の決定もあったわけでございますし、また、住民のみなさまの立場もある、その間を取ってどう考えるかということではないかと思っています。このことを少しコメントさせていただきたいと思います。

後は今の提案のとおり受け止めていただきまして、この事柄について小委員会にお諮りすることに先立って何かご意見があればお伺いし、よろしければ総務・企画小委員会にお諮りするということにしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

[三上委員]

先ほどの講師さんの話では自然消滅という話でした。斐川町からは、このまま引き続いてやって欲しいという話があるようですが、「どうしても頼みます」とずっと行かれた場合はどうなるものですか。

[西尾議長]

斐川町から新たな申し出がございまして、事務組合が難しいということは分かったので、次の方法を考えて欲しいという申し出をいただいています。そのように斐川町には理解いただきました。

それでは、協議第19号は総務・企画小委員会で協議をよろしくお願ひしたいということでご了承いただけますか。

～了承～

ありがとうございました。

次に協議第20号、消防、救急の取扱いについて、冒頭事務局から説明願ひます。

[今岡班長]

～協議第20号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございます。

それでは、この消防、救急の協議でございますが、これについては私の方からのコメントは特にございません。こういうことでお諮りするということでございます。

[日野委員]

各市町それぞれの消防団をそのまま残すことは大きなことだと思いますが、出雲市と平田市では消防団へ指令を出すところが違うように聞いています。その点について、各市町の実情を説明してもらいたいと思います。災害時も含めてです。

[今岡班長]

資料の63ページに新市の連合消防団の組織図(案)を付けております。通常災害ですと、市長から直接出雲消防団や平田消防団のそれぞれの団長さんに指令が下りる形を想定しております。それから、広域的な災害、連絡調整に関しては、連合消防団長さんからの指令を受けるという体制を考えております。

[日野委員]

私が聞いていますのは、現在出雲市、平田市、大社町等では、消防本部でやっておられたり、総務課でやっておられたりしていると思いますが、防災等の消防団出場の命令をどこから出しているのかということです。

[今岡班長]

現在は各市長・町長から出ています。

[西尾議長]

市長がいつも直接やっているわけではありません。

[日野委員]

例えば平田の場合ですと、消防本部から指令が入って、サイレンを鳴らすのは消防団です。出雲の場合は、

司令塔は総務課にあると聞いています。消防本部は24時間体制ですが、総務課は24時間体制ではありません。そうすると、出雲市の場合は、やはり消防本部から指令が出ているのですか。

[西尾議長]

そういう状況になれば緊急呼集しまして、事前事前に全員を集めて臨戦態勢に入ります。

[日野委員]

それは分かりますが、初期消火、初期防災の場合に指令はどこから出るのですか。今後どのような協議に入られるか分かりませんが、総務課ではなく、消防一本にまとめておいた方が、防災の関係や消防団の出動命令にしてもいいのではないかとということをお願いしたかったことと、各市町がどういう体制なのかということをお願いしたのです。

[西尾議長]

常備消防の方が24時間体制で確実だ、総務課体制では心配ではないかということが基本にあるわけです。これには全く同感ですが、「二重チェーン・コマンド」と言うのですが、今は確かに二重になっているのです。出雲市の場合、総務課が指令を出すものと、消防長が常備消防を動かすものと二重になっています。それを一本化する、常備消防群の消防長からの指令に一本化してはどうかという日野委員さんの希望であり、ご提案だと思います。

[三原委員]

消防本部が全ての指令を出すのはなかなか難しいと思います。常備消防と、市長が任命する自治体消防ですので、本部消防が全ての命令を出すのはなかなか困難ではないでしょうか。例えば、湖陵町の場合は分署がありませんし、そのところはケースバイケースで、なかなか難しくろうと思います。湖陵町では、総務課が判断して発令するわけですが。

[西尾議長]

ありがとうございました。

63ページの案はそうなのです。消防団については、緊急に大体情報を集めますので、市長が自分の部隊を使って、緊急に発信して「お願いします」という形になるわけです。それより先に消防団が走っているかもしれないのですが、いずれにしてもそのようになっていまして、消防長からのチェーン・オブ・コマンドになっていないというのが63ページの提言です。ここところは、小委員会でもよくご論議いただきたいと思いますが、こういう案でいいのか、「いや、それは不安だ。平田や湖陵や多伎はこうなっている。」という中で1つのご提言をいただければと思います。事務局はもちろんです、ご呼びいただければ我々も参画いたしまして、情報提供してご協議の参考として協力したいということでございます。

日野委員、よろしゅうございましょうか。

[日野委員]

はい。

[西尾議長]

他にございましょうか。

～意見なし(了承)～

それでは、この協議第20号は、こういう案で総務・企画小委員会にお諮りしたいと思います。

次に協議第21号、国民健康保険事業の取扱いについてでございます。これは福祉・教育小委員会に付託するものでございます。事務局からまず説明願います。

[山本班長]

～協議第21号について説明～

[西尾議長]

国民健康保険料の賦課方式を「4方式」と言っていますが、それぞれ詳細については、小委員会の各委員さんは事務局から説明を受けられまして、適切なご判断をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、各地区、各市町で若干の差異がございまして、厳しくなるところは基金で調整しながら平準化を図っていくということも首長間で申し合わせているところでございます。具体の姿は、追ってまた詳細に説明申し上げますが、このような案で今日のところは福祉・教育小委員会に付託するという話でございます。

協議第21号につきまして、何かこの際ご発言がございましたらどうぞ。

～意見なし～

これでお諮りしてよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

それでは協議第22号に移らせていただきます。介護保険事業の取扱いにつきまして福祉・教育小委員会にお諮りするものでございます。事務局からまず説明願います。

[山本班長]

～協議第22号について説明～

[西尾議長]

実は、この協議第22号には、国を挙げての重大なる財政上の問題をはらんでおります。特に最近、施設も普及すれば利用者の数もどんどん増えています。最初は、ヘルパーさんが来られることを遠慮するという家庭の雰囲気もあったようでしたが、一旦サービスを受けると、「これはいいものだ」ということでどんどん増えています。全国的にも財政的になかなか大変で、保険料を上げないとやっていけないということがあるようございまして、昨日終わりました全国市長会でもそういう議論がもつぱらでございました。

いずれにいたしましても、3年計画ずつの区切りで国がやってきておりまして、我が2市4町でも、今は15・16・17年度の第2期計画です。ですから、2市5町の時は、17年度の第2期計画が終わってからの18年度から保険料を統一しようとしていたのですが、事務局から説明がありましたように、認定者、利用者が大変増えている、施設も増えているので保険料財政も大変だということですから、18年度を待つことなく、17年度で適正な水準の保険料をいただくべく、もちろん過激なことはいけませんので、大体ご理解いただける案でまとめなければいけません。そういう水準についてもお諮りしながら何とかご理解いただけないかという形での小委員会付託となるわけでございます。以上コメントしておきます。

この際、小委員会付託にあたってご意見・ご質問がございましたら、どうかお願いします。

～意見なし～

それでは、これで福祉・教育小委員会にお諮りすることはよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に協議第23号に移らせていただきます。病院、診療所関係の取扱いについてでございます。これも福祉・教育小委員会に付託するものでございます。それでは事務局から説明願います。

[山本班長]

～協議第23号について説明～

[西尾議長]

協議第23号でございますが、少し補足させていただきたいと思います。

休日診療所を今広域圏でやっていますけれども、施設も古くなっておりまして、何とか老朽化の事態を改善するために改築を要する、そして、現在の場所から移らなければならないということでございます。然るべき用地も検討しつつあるところですが、しっかりしたものを継続的に確保したいということで事務組合で検討を進めております。年度内には組合議会です承いただき、新市においてこれを活用するという方向で行こうと思っているところでございます。

平田市立病院のことも重要でございますが、こういう形でお諮りするということによろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に協議第24号に移らせていただきます。各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについてでございます。これは産業・建設小委員会に付託するものでございます。それでは事務局から説明願います。

[糸賀班長]

～協議第24号について説明～

[三上委員]

用水関係の改修等の場合、出雲市では反別により、50町歩以上は個人負担がなかったはずですが、反別に応じて、例えば15%とか8%とかの個人負担があったものと思っております。今度は、事業費の2%とか4分の1といった決め方で、反別によっては決めないわけですか。

[糸賀班長]

幹線用水路の定義につきまして、2市4町で内規を定めることとしております。内規の案として現在考えておりますのが、先ほど話がありましたように、受益面積をいくりにするのかということで幹線用水路の定義をしたいと思っております。従いまして、分担金を徴収しない施設としまして「幹線用水路等」としてありますが、この幹線用水の定義を受益面積の大きさにより決定したい、内規として定めたいと思っております。

[西尾議長]

他にございますか。よろしゅうございますか。

～了承～

それでは産業・建設小委員会にこの案で付託し、ご協議いただきたいと思います。

次に協議第25号です。地方税の取扱いについて総務・企画小委員会に付託するものでございます。事務局からまず説明願います。

[今岡班長]

～協議第25号について説明～

[西尾議長]

協議第25号でございますが、2市5町の時に都市計画税の議論がありまして、こういう案でお願いしたいということになり、引き続き2市4町もこの案でいくということでございます。

納税組合につきましては出雲市にもありますが、この機会にこういう方向で提案するというところでございます。

[三上委員]

2市4町で入湯税を取っておられる施設はどこかということをお聞きしたいということと、納期前納付報奨金制度をやめるという話でしたが、出雲市の場合、収納率を上げるために前納報奨金制度を採ってこられたわけですが、それをやめると、かなり収納率が落ちると思いますが大丈夫ですか。

[西尾議長]

やめるわけではありません。
質問の第1点目から、順次事務局から説明してください。

[今岡班長]

入湯税につきましては、多伎町さん以外は取っておられます。

[荒木副会長]

うち(ゆかり館)も取っています。

[桑原副会長]

国引荘も取っています。

[今岡班長]

納期前納付報奨金制度ですが、固定資産税と都市計画税のみとし、残すということです。

[西尾議長]

何をやめるのですか。

[今岡班長]

市民税をやめます。

[西尾議長]

市民税についてはやめて、固定資産税と都市計画税についての納期前納付報奨金は残すということです。

[三上委員]

固定資産税と都市計画税の収納率が悪いので残されるのですか。市県民税は収納率がいいからこういう制度は採らないということですか。

[今岡班長]

個人住民税を今回対象外にする理由ですが、普通徴収のみを対象にしており、特別徴収は前納することができます。税の負担公平の観点から不公平ではないかということで、今回外すことで提案しております。

[西尾議長]

よろしゅうございますか。

～三上委員了承～

このような技術的なことを小委員会でよくご論議、ご納得の上で案をまとめていただきたいと思います。それでは、協議第25号は小委員会に付託するということでよろしゅうございますか。

[柳樂和夫委員]

総務・企画小委員会でやるようになりますが、今回は一番もめる固定資産税の問題が出ておりましたが、今

回は外れております。何回目ごろにこれが提案されるのか聞いておきたいと思います。

[西尾議長]

今の予定ですと、漁業の問題もございまして、これらもまとめて、できれば次の合併協議会にお諮りしたいと思っています。

5 その他

[三好委員]

もうそろそろかなり佳境に入っていると思いますが、今後小委員会にどういうものが出てくるのか全く分かりません。ここらでがんばっておかないと、「あれっ？」という間に終わってしまう場合、これでお開きという場合もありますし、私の期待しているようなものがなかなか小委員会に付託されてきません。将来小委員会にどういうものが出てくるのか、ある程度明らかにしておいてもらいたいと思っています。

[西尾議長]

ごもっともなことでございます。

協議会に先立って、冒頭で、こういうものを協議いただくというリストを出していますが、現在のところここまで来て、後はこれだけのものがあるという状況を事務局長から説明願います。

[妹尾局長]

残っておりますのは、「一般職の職員の身分の取扱い」のその2、「組織、機構の取扱い」、「自治組織の設置について」、「地方税の取扱い」のその2があります。そして、各種事務事業のうち「地域コミュニティ、行政連絡員」、「環境関係」があり、これはいずれも地域自治組織、組織・機構の根幹が固まらないと出せないものでございまして、概ね次回以降に出せると考えております。それから新市建設計画につきましては、主要施策、重点プロジェクト、財政計画をセットで次回お出ししたいと思っています。

[西尾議長]

小委員会に諮るのですか。

[妹尾局長]

そうです。

[西尾議長]

大分大詰めを迎えつつありますが、残された課題には、議会制度も含めて重要な案件があります。6、7月が重要でございます。段々暑くなって恐縮でございますし、お忙しいところ恐縮でございますが、住民代表としてよろしく願い申し上げる次第でございます。

閉会にあたりまして、事務局から日程について願います。

[妹尾局長]

小委員会が明日でございます。既に文書でご案内しておりますが、明日の3時から5時が産業・建設小委員会、5時から7時が福祉・教育小委員会、7時から9時が総務・企画小委員会ですので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それから、次回の法定協議会、第7回でございますが、6月25日(金)の2時から5時でございます。よろしく願いいたします。

[西尾議長]

7時から9時ということで、総務・企画小委員会のみなさまには恐縮でございます。

なお、第7回の合併協議会は、6月25日の2時から5時、金曜日でございますが、出雲交流会館多目的室

です。

何かこの機会にご質問等がございますか。よろしゅうございましょうか。

～小委員会の会場を尋ねる発言あり～

[妹尾局長]

失礼いたしました。交流会館の多目的室でございます。

6 閉会

[西尾議長]

今日は長時間どうもすいませんでした。ありがとうございました。

いよいよこれから最終的な詰めに入るわけでございますが、まだまだお互いに議を尽くさなければいけない点があるわけでございます。今後ともよろしくお願い申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

以上